

## ●規程改正の概要

要旨	「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」の一部改正について
内容	<p>○ 使用料及び手数料規程の改正の内容</p> <p>(1) 死亡時画像診断における費用(撮影料、読影料)の新規設定</p> <p>平成27年10月1日より医療事故調査制度が開始したのに伴い、当院は山梨県医師会と協定を締結し、協力機関として死亡時画像診断に関する支援を行うこととなったので、附隨する規程の改正を行う。</p> <p>新たに設定する額：死亡時画像診断(撮影料) 18,252円 死亡時画像診断(読影料) 11,577円</p> <p>(2) 妊娠初期胎児超音波スクリーニング検査における費用の新規設定</p> <p>妊娠11週～14週に実施する超音波検査で胎児の染色体異常や心奇形などのリスク判定を行う。また、妊娠初期に胎児の様子がわからることにより、妊婦の不安を取り除くことができる検査である。当検査を実施するために、附隨する規程の改正を行う。</p> <p>新たに設定する額：妊娠初期胎児超音波スクリーニング検査 25,000円</p> <p>(3) 妊娠中期胎児超音波スクリーニング検査における費用の新規設定</p> <p>妊娠22週～30週に実施する超音波検査で先天性心疾患をはじめとした多くの胎児異常を抽出することができる。県内の周産期管理の質を高め、より安全な出産を目指していくために必要な検査である。当検査を実施するために、附隨する規程の改正を行う。</p> <p>新たに設定する額：妊娠中期胎児超音波スクリーニング検査 8,000円</p> <p>(4) 非侵襲的出生前遺伝学的検査における費用の新規設定</p> <p>母体の血液中に含まれるDNAを数えることでダウン症等の染色体疾患を検出する検査である。当検査を臨床研究として実施し、検査結果とその後の対応や転帰を調べることで医療の質の改善に貢献できる。当検査を実施するために、附隨する規程の改正を行う。</p> <p>新たに設定する額：非侵襲的出生前遺伝学的検査 210,000円</p> <p>(5) マイクロアレイ検査における費用の新規設定</p> <p>羊水や絨毛から得られた胎児由来の細胞からDNAを抽出して、先天異常の原因となっている染色体の変化の分析を行う検査である。オプションとして簡易染色体検査を付けることも可能である。当検査を臨床研究として実施し、検査結果とその後の対応や転帰を調べることで医療の質の改善に貢献できる。当検査を実施するために、附隨する規程の改正を行う。</p> <p>新たに設定する額：マイクロアレイ検査 165,000円 マイクロアレイ検査(簡易染色体検査付) 214,140円</p>
施行期日	平成28年4月1日から施行する。

## 使用料及び手数料規程新旧対照表(第2条第3項関係:中央病院別表1-②)

新 別表1-②

区分	部位	料金(税込)又は算定方法	納期限	区分		部位	料金(税込)又は算定方法	納期限
				治療	検査			
治療	1 齒の矯正に係る手術	一 保険点数のある埋込術の技術の手技と同程度とする。 ただし、手術には必要なアンカーやアバントメント等は、紹介してきる際費用を用意する。	—	1 齒の矯正に係る手術	— 保険点数のある埋込術の技術の手技と同程度とする。	—	—	—
	2 Qスイッチルビーレーザー照射	一 他施設の治療費を参考とし、理審基が定める。	—	2 Gスイッチルビーレーザー照射	— 他施設の治療費を参考とし、理審基が定める。	—	—	—
母体入院 初日 2日目以降	1日 入院費1点=15円×1点=10円で計算したときの金額とする。	1日 母体入院 初日 2日目以降	1日 入院費1点=15円×1点=10円で計算したときの金額とする。	1日 母体入院 初日 2日目以降	1日 入院費1点=15円×1点=10円で計算したときの金額とする。	1日 入院費1点=15円×1点=10円で計算したときの金額とする。	—	—
新生児管理保育料	一日	— 他施設の治療費を参考とし、理審基が定める。	—	新生児管理保育料	一日	— 他施設の治療費を参考とし、理審基が定める。	—	—
薬品	1 ハヤグラ袋	一 他施設の治療費を参考とし、理審基が定める。	—	1 ハヤグラ袋	一 他施設の治療費を参考とし、理審基が定める。	—	—	—
2 ブロベシア袋	— 他施設の治療費を参考とし、理審基が定める。	—	2 ブロベシア袋	— 他施設の治療費を参考とし、理審基が定める。	—	—	—	—
画像データの提供	一日	— 診療報酬における同等の保険点数を参考とし、理審基が定める。	—	画像データの提供	— 算点については、算点化する。	—	—	—
画像診断 死亡前画像診断(撮影料)	1回 18,352円	—	—	—	—	—	—	—
検査-1 新生兒検査検査	1回 1,677円	—	—	—	—	—	—	—
検査-2 妊娠初期胎盤スクリーニング検査	1回 7,236円	—	—	—	—	—	—	—
検査-3 妊娠中期胎盤スクリーニング検査	1回 25,000円	—	—	—	—	—	—	—
検査-4 その他自費検査	1回 8,000円	— 費用は、検査取扱や管理等に要する	—	検査-4 その他自費検査	1回 8,000円	— 費用は、検査取扱や管理等に要する	—	—
妊娠初期出生前遺伝性検査(NIFTY)	1回 210,000円	—	—	—	—	—	—	—
臨床研究 マイクロアレイ検査	1回 160,000円	—	—	—	—	—	—	—
器具 透vascular挿入	1回 21,140円	—	—	—	—	—	—	—
器具 透vascular抜去	1回 0,540円	—	—	—	—	—	—	—
妊娠検診 初診1回目~5回目	一日	— 保険点数、公費補助等により算定	—	妊娠検診 初診1回目~5回目	一日	— 保険点数、公費補助等により算定	—	—
中央病院 乳房検診	一日	— 市会員、町会員との契約算査とする。	—	乳房検診 乳児一般健診	一日	— 市会員、町会員との契約算査とする。	—	—
予防接種	三群混合1期切回 三群混合1期切回附加 麻疹、風疹混合2期 麻疹、風疹、水痘混合(NR)2期 日本麻疹1期切回附加 日本麻疹2期 麻疹、風疹、水痘混合(NR)1期 日本麻疹1期切回附加 日本麻疹2期 麻疹混合等	— 早产者と甲府市医師会との間で定めた予防接種料金に同額とする。	—	三群混合1期切回附加 三群混合2期 麻疹、風疹混合(NR)1期 日本麻疹1期切回附加 日本麻疹2期 麻疹混合等	— 早产者と甲府市医師会との間で定めた予防接種料金に同額とする。	—	—	—
予防接種	1 三群 混合等	— 早产者と甲府市医師会との間で定めた予防接種料金に同額とする。	—	1 三群 混合等	— 早产者と甲府市医師会との間で定めた予防接種料金に同額とする。	—	—	—
予防接種	2 インフルエンザ 等	— 予防接種ワクチン	—	2 インフルエンザ 等	— 予防接種ワクチン	—	—	—
面接料	1回 セカンドオピニオン	1回 5,400円	—	面接料 セカンドオピニオン	1回 5,400円	—	—	—
遺伝カウンセリング	1回 2回目以降	1回 5,400円 3,240円	—	遺伝カウンセリング	1回 2回目以降	—	—	—
交通事故 交通事故における自由診療費用	1点 20円	—	—	交通事故 交通事故における自由診療費用	1点 20円	—	—	—
物品	—	—	—	物品	—	—	—	—
診療券再発行料	1枚	300円	—	診療券再発行料	1枚	300円	—	—
医薬科 救急救命土壌血管拡張薬	1回 2回目以降	— 緊急救命土壌血管拡張薬から 緊急救命土壌血管拡張薬等からの実習生受入 緊急救命土壌血管拡張薬等からの実習生受入	— 緊急救命土壌血管拡張薬等からの実習生受入 緊急救命土壌血管拡張薬等からの実習生受入	医薬科 緊急救命土壌血管拡張薬	1回 5,400円 3,240円	— 緊急救命土壌血管拡張薬等からの実習生受入 緊急救命土壌血管拡張薬等からの実習生受入	— 緊急救命土壌血管拡張薬等からの実習生受入 緊急救命土壌血管拡張薬等からの実習生受入	— 緊急救命土壌血管拡張薬等からの実習生受入 緊急救命土壌血管拡張薬等からの実習生受入
治療材料費	—	—	—	治療材料費	—	—	—	—
文通費	—	—	—	文通費	—	—	—	—
北病院	その他の中成のところとする。	—	—	その他の中成	—	—	—	—

別表1-②